

就業ゴールドカード保持者及びその扶養家族の健康保険加入資格

2021 年 10 月 25 日に改正・施行された「外国人専門人材の採用と雇用に関する法律」第 21 条により、以下のように規定されている

	ゴールドカード保持者	扶養家族
被雇用者	雇用された日から、事業主を通じて、健康保険に加入する 企業または所属団体に保険の加入手続きを行う	配偶者、未成年者、および 20 歳以上で心身障害により自立生活できない子供は、在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に加入する 企業または所属団体が被扶養者の在留資格証明書を添付して、保険加入手続きを行う
雇用主または自営業主	事業所を所轄する健保署分区業務組に、適用事業所の設立を申請し、雇用主または自営業主の身分を有する日から加入手続きを行う 事業所が保険の加入手続きを行う	配偶者、未成年者、および 20 歳以上で心身障害により自立生活できない子供は、在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に加入する 企業または所属団体が被扶養者の在留資格証明書を添付して、保険加入手続きを行う
その他	台湾に満 6 ヶ月居留したら、健康保険に加入する必要がある(注) (注)台湾に 6 ヶ月間継続して居住、または海外滞在日数(1 回 30 日未満)を差し引いた後の居住日数が 6 ヶ月に達した場合 - 保険登録機関である居住地の市区町村役場で、健康保険に加入する	在留資格の証明を受けた日から、被扶養者として健康保険に加入する(注)。 (注)台湾に 6 ヶ月間継続して居住、または海外滞在日数(1 回 30 日未満)を差し引いた後の居住日数が 6 ヶ月に達した場合 2017 年 12 月 1 日より、台湾で生まれ、在留書類を受け取った外国籍の新生児は、出生日から健康保険に加入する